

令和８年度山梨県入札参加資格審査第３回中間申請要領（建設業者）

山梨県が令和８年度に発注する建設工事の請負に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより申請を行うこと。

第１ 対象業者

建設業を営む者であって、令和８年度において山梨県が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加を希望する者

１ 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加する者は、次の(1)から(5)までの要件の全てを満たさなければならない。ただし、土木施設の維持管理業務については、(6)の要件を満たさなければならない。

- (1) 参加しようとする入札に係る建設工事の種類に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可（同条第４項の規定により許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされる従前の許可を含む。以下「許可」という。）を受けていること。
- (2) 入札に参加を希望する業種について、直近事業年度（審査基準日（令和８年１月１日）の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）を対象とした建設業法の規定による経営事項審査の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値（Ｐ）の通知を受けていること。
なお、等級の格付を行う際は、令和７年７月１日の属する事業年度の直前の事業年度を対象とした経営事項審査の総合評定値を客観点数として用いる。そのため、申請時に提出する経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しの総合評定値と格付を行う際の客観点数が異なる場合があるので注意すること。
- (3) 直近事業年度の終了の日まで引き続き一年以上にわたり参加しようとする入札に係る建設工事の種類に対応する建設業に係る許可を受けて当該建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認める者（※）を除く。
- (4) 直近事業年度の終了の日から３６月を遡った日の属する事業年度から直近事業年度までのいずれかの事業年度において、入札に参加を希望する業種に係る完成工事実績（許可後の実績に限る。ただし、知事が適当と認める者（※）を除く。）があること。
- (5) 次に掲げる規定に基づく届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条

イ 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条

ウ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条

- (6) 土木施設の維持管理業務以外の建設工事の請負に係るいずれかの業種について、(1)

から(5)までの要件を全て満たし、これと併せて土木施設の維持監理業務の入札参加資格を申請・取得すること。

※ (3)及び(4)の「知事が適当と認める者」とは、資格継承により継承業務が同一性を失うことなく包括継承し、入札参加資格、施工実績等を引き継いだ者をいう。

2 競争入札に参加することができない者

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入札に参加させないこととされた者であって、同令第167条の4第2項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるもの
- (4) 山梨県県税条例（昭和36年山梨県条例第11号）の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金を滞納している者

第2 入札参加資格の有効期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

（入札参加資格があると認められた場合、入札参加資格認定通知を令和8年9月30日にメールにて送付する予定）

第3 申請方法

1 既有資格者（令和7・8年度の有資格者で業種の追加をする者）

次の手順により、申請手続きを行う。なお、定められた期間内に手続きを行わなかった者には、入札参加資格の業種の追加は一切認められないので注意すること。

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」(<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>)の資格審査申請メニュー「【1】定期申請の場合」からICカード（ICカードを登録していない場合はID／パスワード）によりログインし、申請業務メニューから「定期申請について」を選択する。

「申請データ作成」画面からWeb上で申請データを作成し、「PDF出力」により申請データ（入札参加資格審査申請書）を1部印刷する。

「申請データ提出」画面から、作成した申請データを送信する。

申請データ受付期間

令和8年8月7日（金）午前9時～令和8年9月3日（木）午後5時

※土日祝日を除く。申請データの受付は午前9時から午後5時まで。ただし、申請

データの作成作業は午後8時まで可能

- (2) (1)により申請データを送信した後、郵送書類確認用紙を1部印刷し、下記「5 提出書類」に定める必要書類を添付して郵送する。

郵送書類受付期間

令和8年8月7日（金）～令和8年9月4日（金）（消印有効）

郵送書類送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

2 新規申請者（1の既有資格者以外の者をいう。）

※令和6年度以前に有資格者であったが令和7・8年度における建設工事等に係る入札参加資格を有しない者も新規申請者に含む。

次の手順により、申請手続きを行う。なお、定められた期間内に手続きを行わなかった者には、入札参加資格は一切認められないので注意すること。

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」 (<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>) の資格審査申請メニュー「【3】新規業者の方」を選択する。「申請データ作成」画面からWeb上で申請データを作成し、「PDF出力」により申請データ（入札参加資格審査申請書）を1部印刷した後、下記「5 提出書類」に定める必要書類を添えて郵送する。

郵送書類受付期間

令和8年8月7日（金）～令和8年8月26日（水）（消印有効）

郵送書類送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

※山梨県公共事業ポータルサイトにおける申請データの作成作業は、上記郵送書類受付期間の土日祝日を除く午前9時から午後8時まで可能

※郵送書類を提出した者であっても、その後、下記(2)、(3)の手続きを定められた期間内に行わなかった者には入札参加資格は認められないので注意すること。

- (2) (1)により郵送書類を提出した後、県土整備総務課契約担当で審査を行い、書類に誤りがなければ申請データの送信に用いるID／パスワードを郵送するので受領する。（誤りがある場合は担当者より電話で連絡するので、その指示に従うこと。）

受領したID／パスワードにより、山梨県公共事業ポータルサイトの資格審査申請メニュー「【1】定期申請の場合」からログインし、「申請データ提出」画面から、(1)で作成した内容の申請データを送信する。（担当者から修正の指示があったときは、当該箇所を修正して送信する。）

なお、新規申請者のうち、令和6年度以前に有資格者であった者については、過去の入力データが残っているため、そのデータを新たな申請内容に修正して送信する。

申請データ受付期間

令和8年8月7日（金）午前9時～令和8年9月3日（木）午後5時

※土日祝日を除く。申請データの受付は午前9時から午後5時まで。ただし、申請データの修正作業は午後8時まで可能

- (3) (2)により申請データを送信した後、郵送書類確認用紙を1部印刷してFAX（055-223-1674）または郵送により提出する。

※郵送書類確認用紙以外の提出書類は(1)の郵送時に提出されているため、改めて送付する必要はない。（別途、担当者から不足資料の提出を指示された場合を除く。）

郵送書類確認用紙受付期間

令和8年8月7日（金）～令和8年9月4日（金）（消印有効）

郵送書類確認用紙送付先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

3 土木施設の維持管理業務の入札参加を希望する場合

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」内の「申請データ作成」において、「希望業種選択」画面に選択チェックボックスがないため、「維持管理実績入力」画面内の実績一覧の入力チェックボックスにチェックを付けること。

※実績がない場合は、チェックを付けた行の発注者欄に「1:県」、件数欄、金額欄に「0」と入力し、希望する業務内容を選択すること

- (2) 既有資格者が土木施設の維持管理業務のみを追加する場合は、「山梨県公共事業ポータルサイト」から申請を行わずに、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載する様式「維持管理実績追加申請書」に必要な事項を記入のうえ、下記「5 提出書類 ア」に定める必要書類のうち、「入札参加資格審査申請書、商業登記簿謄本・身元（身分）証明書、ISO9000s 登録証及び付属書の写し、委任状、返信用封筒 以外のもの」を添付して、追加申請書とともに郵送提出すること。

※追加申請書の受付期間及び送付先は、上記「第3 1(2)」に定める受付期間・送付先と同じ。

※追加申請書を記入する際、実績がない場合は、維持管理実績欄を空欄にすること。

4 注意事項

- (1) 「山梨県公共事業ポータルサイト」に関する問合せ（申請データ作成等の操作説明を含む。）の対応については、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間で留意すること。

- (2) 「山梨県公共事業ポータルサイト」資格審査申請メニュー内の詳しい説明については、

同メニュー内の「資格審査申請操作マニュアル」を参照（既有資格者は７ページ、新規申請者は８ページ）すること。

５ 提出書類（部数の指定がない場合は１部提出すること。）

ア 全ての業種の業者が提出する必要がある書類

提出書類	摘 要
入札参加資格審査申請書	・ 作成した申請データを印刷したものを提出すること。なお、片面で印刷することとし、両面印刷はしないこと。
商業登記簿謄本（法人の新規申請者である場合に限る） 身元（身分）証明書（個人の新規申請者である場合に限る）	・ 商業登記簿謄本及び身元（身分）証明書は、いずれも申請日前３ヶ月以内（※申請日後も可）に発行されたものであって、写しの提出でも可とする。 ・ 身元（身分）証明書は、本籍のある市町村が発行したものであること。
山梨県税納税証明書 （山梨県内に本店若しくは支店等を有する法人又は山梨県内に住所を有する個人の場合に限る）	・ 申請日前３ヶ月以内（※申請日後も可）に発行された山梨県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く）すべての税目に未納がないことの証明書であること。写しでも可とする。 《提出例》 ① 本店が山梨県内にある ⇒山梨県税に未納がないことの証明書 ② 本店が山梨県外で山梨県内に支店等を有する ⇒山梨県税に未納がないことの証明書 ③ 本店が山梨県外で山梨県内に支店等を有しない ⇒提出不要 ※ 総合県税事務所、県税務課又は地域県民センターで証明書の交付を受けること。（証明書の交付を受けるには、１通４００円の交付手数料が必要となる。）
個人の市町村民税・県民税の証明書（山梨県内に住所を有する個人の場合に限る）	・ 住所のある市町村が申請日前３ヶ月以内（※申請日後も可）に発行した個人の市町村民税・県民税に未納の税額がないことの証明書であること。写しでも可とする。 ・ 「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和８年度競争入札参加資格審査の第３回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載した様式を必ず各市町村に持参し、証明を受けること。なお、市町村によって独自様式がある場合は、「個人の市町村・県民税の未

	納がない」旨の証明がされていれば独自様式でも可とする。
消費税の納税証明書又はe-Taxによる電子納税証明書 (個人にあってはその3又はその3の2、法人にあってはその3又はその3の3)	・申請日前3ヶ月以内(※申請日後も可)に発行された消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書であること。写しても可とする。 ・電子納税証明書の場合は、次の宛先に電子納税証明書(電子データ)をメールで送信すること。 ※メールの件名は「業者名(消費税電子納税証明書)」とすること。 E-mail アドレス : cals_sikaku@pref.yamanashi.lg.jp
ISO9000s登録証及び付属書の写し(取得者に限る)	・次の①から③までの要件を全て満たすものに限る。 ① 申請日の時点で有効なものであること。 ② (公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証したものであること。 ③ 登録範囲が申請する業種に係るものであること。 ・土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業の業種の場合は、主観点項目となる。
建設業許可通知書の写し	・申請日の時点で有効なものであること(直近事業年度の終了の日から1年以上前に許可を得ていることが確認できない場合は、前回の許可通知書も併せて提出すること。) ・紛失した場合は、申請日前3ヶ月以内(※申請日後も可)に発行された許可証明書の原本又は写しを添付すること。(大臣許可業者は除く。)
・役員名簿(別紙1) ・誓約書(別紙2)	・申請日現在の状況を様式に記載すること。 ・個人の業者は役員名簿に事業主について記載すること。 ※行政事務全般から暴力団等を排除するため、山梨県警察本部へ内容の照会を行う。 ・様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。 ・<u>別紙1は次の宛先にエクセル(電子データ)をメールで送信、別紙2は押印した原本を郵送にて提出すること。</u> ※メールの件名は「業者名(役員名簿)」とすること。 E-mail アドレス : cals_sikaku@pref.yamanashi.lg.jp
経営規模等評価結果通	・直近事業年度を対象としたものに限る。

知書（総合評定値通知書）の写し	※令和８年７月１日以降、経営事項審査の審査基準改正後の審査基準で再審査を受けた場合は、<u>再審査前</u>の経営規模等評価結果通知を提出すること。 ※直近事業年度を対象としたものにおいて希望業種の完成工事高が０の場合は、直近事業年度を対象とした建設業法第１１条第２項に基づく決算変更届の様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」の写しも提出すること。
委任状（契約支店営業所を登録する場合に限る）	・様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和８年度競争入札参加資格審査の第３回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。
返信用封筒（ <u>新規申請者に限る</u> ）	・Ａ４用紙１枚が入る（折りたたみ可）封筒に宛名を記入し、郵送に必要な金額分の切手を貼付すること。

イ 山梨県内に主たる営業所を有する者のうち、土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・舗装工事業のいずれかの業種に申請しようとするものが、次の表の項目の欄に該当する場合に提出する書類（主観点審査資料）

項目	提出書類	摘要
労働安全衛生マネジメントシステム若しくはISO45001又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得	○労働安全衛生マネジメントシステム評価証の写し若しくはISO45001登録証の写し又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム登録証の写し	・申請日の時点で有効なものに限る。
建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部の事業での活動	○建設業労働災害防止協会（建災防）山梨県支部の事業での活動証明書	・令和５・６年度に建設業労働災害防止協会山梨県支部が主催する次の①から⑦の活動で４ポイント以上取得しており、建設業労働災害防止協会山梨県支部が発行する活動証明書であること。 ・「建設業労働災害防止協会が主催する活動」とは、次の①から⑦までの活動をいう。

		①ゼロ災宣言確立事業場 ②建災防方式「新ヒヤリハット報告」 ③現場代理人研修 ④山梨県建設業労働災害防止大会（令和５年度及び令和６年度とも参加したものに限る。） ⑤山梨県産業安全衛生大会（令和５年度及び令和６年度とも参加したものに限る。） ⑥安全指導者としての活動 ⑦オレンジ隊・ブルーキャップスのパトロール （①から⑥までは各１ポイント、⑦は２ポイントとする。） ・労働安全衛生マネジメントシステム若しくはISO45001又は建設業労働安全衛生マネジメントシステムの対象業者は申請することができない。
ISO14001の認証取得及び更新	○ISO14001 登録証及び付属書の写し	・次の①及び②の要件を全て満たすものに限る。 ① 申請日の時点で有効なものであること。 ② （公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証したものであること。
山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への参加	○山梨県温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業への	・令和７年度終了の計画書は対象に含める。

	参加確認のための計画書 (3カ年分)の写し	令和8年度開始の計画書は対象に含めない。 ・申請日までに計画書を山梨県地域エネルギー推進課へ提出し、その計画書が県ホームページに公表されていること(計画書の作成を新たに検討する場合は、地域エネルギー推進課へ早めに手続きを行うこと。) ・ISO14001の対象業者は申請することができない。
建設機械の保有(山梨県内に主たる営業所を有する者のうち、土木工事業に申請する場合であって建設機械を保有する場合に限る)	○建設機械の保有状況確認書類 ① 建設機械保有状況等調書	・建設機械保有状況等調書の様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。 ・調書に記載した全ての建設機械の車検証(車検を受けていない場合は特定自主検査記録表)の写しを添付すること。 ・対象となる建設機械は、次のとおり ① バックホウ(ユンボ一)＝山積0.45m³以上 ② トラクターショベル

		クローラ式（キャタピラ）＝山積 0.4 m³以上 ホイール式（装輪）＝山積 0.34 m³以上 ③ ダンプトラック＝2 t 以上（荷台が固定されているキャブオーバーは対象としない。）
	② 車検証の写し	・写しを提出する車検証は、申請日の時点で有効なものであること。 ・電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写しを提出すること（電子車検証の写しは提出不要）。
	③ 特定自主検査記録表の写し（車検を受けていない場合）	・写しを提出する特定自主検査記録表は、申請日から1年以内に実施したものであること。
	④ 運転者の免許証、資格者証又は修了証の写し	・免許証、資格者証、修了証等の写しの提出にあたっては、使用目的を本人に伝え、承諾を得ること。 ・トラクターショベル（ホイール式に限る）に係る運転者にあつては、当該トラクターショベルを操作するのに必要な修了証及び運転免許証の両方の写しを提出すること。

	⑤ リース契約書の写し (リースの場合) ⑥ カタログ、パンフレットその他性能諸元が記載された書類(車検証及び特定自主検査記録表に型式及び性能が記載されていない場合に限る。)	・写しを提出するリース契約書は、1年以上のリース契約で、契約期間に申請日を含んでいること(ただし、リース期間中の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引に限る。) ※準ずる取引とは、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不可能と認められる取引をいう。 ・車検証又は特定自主検査記録表に型式又はバケット容量が記載されていない場合は、それらを確認することができる書類を提出すること。(型式又はバケット容量が確認できない場合は、その建設機械は対象と認めない。)
障害者雇用	○障害者の雇用状況確認書類(法定雇用義務のある者にあつては①を、法定雇用義務のない者にあつては②から④までの全ての書類を提出すること。) 【法定雇用義務のある者】 ① 障害者雇用状況報告書事業主控えの写し	・対象者と雇用契約を締結していること。(役員その他雇用関係のない場合は対象とならない。) ・①の障害者雇用状況報告書事業主控えの写しは、公共職業安定所の受付印があるものに限る。

		・法定雇用義務のある者とは、建設業の場合 40.0 人以上 (R6. 4. 1～) の労働者を雇用している者をいう。 ・雇用障害者数の考え方は次のとおり。 法定雇用障害者数 = (労働者数 - 労働者数 × 20% (除外率)) × 2. 5% (1 人未満切捨) →法定雇用障害者数を超えて雇用している障害者について加点する。 ・短時間労働者は 0. 5 人、重度身体障害者・重度知的障害者は 2 人と扱う。 ・雇用障害者数の算定にあたって法定雇用障害者数を超えた部分につき、1 人未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り上げる。
	【法定雇用義務のない者】 ② 障害者雇用状況調書	・短時間労働者は 0. 5 人、重度身体障害者・重度知的障害者は 2 人と扱う。 ・②の様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和 8 年度競争入札参加資格審査の第 3 回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものをを使用すること。

	③ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	・②に記載した全ての者の手帳の写し及び保険証等の写しを添付のこと。 ・③の手帳は、氏名及び障害の程度が分かる部分をコピーすること。 ・障害者手帳等写しの提出にあたっては、使用目的を本人に伝え、承諾を得ること。 ・「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に十分に留意すること。 ・④の通知書は、氏名及び資格取得年月日の分かる部分をコピーすること。
子育て支援	○子育て支援の状況確認書類（次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出すること。） ① 次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定による一般事業主行動計画策定・変更届の写し ② 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定による認定の通知書の写し ③ 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 の規定による特例認定の通知書の写し	

県との災害協定参加企業	○(一社)山梨県建設業協会、 (一社)山梨県電設協会又は (一社)山梨県管工事協会と山梨県との災害協定 参加企業であることの証 明書の原本	・申請日前3ヶ月以内(※ 申請日後も可)に発行さ れた(一社)山梨県建設業 協会、(一社)山梨県電設 協会又は(一社)山梨県管 工事協会が発行した証明 書の原本に限る。 ただし、(一社)山梨県建 設業協会が締結する協定 への参加の証明にあたっ ては、各地区建設業協会 (一社)甲府地区建設業 協会、(一社)塩山建設業 協会、(一社)笛吹建設業 協会、(一社)市川建設業 協会、(一社)身延建設業 協会、(一社)峡北地区建 設業協会又は(一社)富 士・東部建設業協会)発行 の証明書の原本も可とす る。
新規学卒者等雇用	○ 次の①から④までに定 める全ての書類 ① 新規学卒者雇用申請書 ② 新規学卒職員の卒業 証明書又は卒業証書の 写し ③ 雇用契約書又は雇用 通知書の写し等 ④ 申請日時点で引き続き 雇用していることが分 かる資料(ア及びイ) ア 雇用保険被保険者資 格等確認通知書(事業主 通知用)の写し イ 賃金台帳又は源泉徴	・新規学卒者雇用として認 められる雇用は、次の① から④まで定める要件の 全てを満たすものとする。 ① 対象者と雇用契約を 締結していること。(役 員その他雇用関係のな い場合は対象とならな い。) ② 学校教育法(昭和2 2年法律第26号)第 1条に規定する学校若 しくは第124条に規 定する専修学校を卒業

	収簿の写し（審査日の月を含むもの。ただし、審査月に支給のない場合は、前月分のものとする。）	した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大学校の訓練課程を修了した者（職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。）を6ヶ月以内に採用していること。 ③ ②で採用した新規学卒者を申請日の時点で継続して雇用していること。 ④ 当該雇用している者に係る採用日から申請日までの期間が5年未満であること。 ・新規学卒者雇用申請書の様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。 ・雇用契約書又は雇用通知
--	--	--

		書等の写しは、卒業後 6 ヶ月以内に採用していることが分かるものであること。 ・賃金台帳又は源泉徴収簿の写しには、氏名及び資格取得年月日の分かる部分を含めて提出すること。
不当要求防止責任者講習の受講	○受講修了書の写し	・申請日から過去 3 ヶ年に受講した講習の修了書であること。
チャレンジ産廃 3 R 事業への参加	○認定証の写し	・令和 6 年度及び令和 7 年度（認定の対象年度は令和 5 年度及び令和 6 年度）の計 2 年度分の認定証を提出すること。
消防団協力事業所の認定	○「消防団協力事業所について（回答）」 ○なお、上記様式によらないものであっても、次の①及び②の条件を満たしている、市町村消防団協力事業所又は総務省消防庁消防団協力事業所の認定を受けていることが確認できる書類の写しであれば可とする。 ① 認定した市町村の名称、認定対象事業所の名称、認定期間が記載されていること。 ② 記載された認定期間が申請日を含むものであること。	・「消防団協力事業所について（回答）」の様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和 8 年度競争入札参加資格審査の第 3 回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載している。「消防団協力事業所について（照会）」により各市町村に回答を依頼し、「消防団協力事業所について（回答）」の発行を受けること。 ・有効期間に申請日を含むものに限る。

女性技術者雇用	○ 次の①から④までに定める全ての書類 ① 女性技術者雇用申請書 ② 女性技術者の資格に関する証明書の写し等 ③ 雇用契約書又は雇用通知書の写し等 ④ 申請日時点で引き続き雇用していることが分かる資料（次のア及びイ） ア 雇用保険被保険者資格等確認通知書（事業主通知用）の写し イ 賃金台帳又は源泉徴収簿の写し（審査日の月を含むもの。ただし、審査月に支給のない場合は、前月分のものとする。）	・女性技術者雇用として認められる雇用は、次の①から③までに定める要件のいずれも満たすものとする。 ① 対象者と雇用契約を締結していること。（役員その他雇用関係のない場合は対象とならない。） ② 女性であって、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となりうる資格を有する者又は同条第2項に規定する監理技術者に係る資格者証及び講習修了証を有する者を雇用するものであること。この場合において、当該主任技術者となり得る資格は、土木工事業、建設工事業、電気工事業、管工事業又は舗装工事業のいずれかに係るものであれば足りることとする。 ③ 申請日の時点で当該女性技術者の雇用がなされていること。 ・女性技術者雇用申請書の様式は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参
----------------	--	--

		加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載したものを使用すること。 ・雇用契約書又は雇用通知書の写しは、申請日時点において有効なものの写しであること。 ・賃金台帳又は源泉徴収簿の写しには、氏名及び資格取得年月日の分かる部分を含めて提出すること。
--	--	--

第4 事業協同組合に係る総合点数の算定特例

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業の官公需適格組合の証明を受けている場合は、総合数値の算定にあたって特例計算を受けることができる。

特例計算を希望する者は、事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領に基づき、申請すること。

※ 事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領は、「山梨県ホームページ」→「しごと・産業」→「建設業」→「工事・入札」→「入札参加資格」→「令和8年度競争入札参加資格審査の第3回中間申請について」→「申請要領・様式」に掲載

第5 届出事項の変更

入札参加資格の有効期間内（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）に次の事項に変更があった場合は、変更の手続きを行うこと。

なお、合併等による資格継承については、個別に問い合わせること。

1 変更事項と提出書類

変 更 事 項	提 出 書 類
本社の商号及び所在地	法人－商業登記簿謄本（写し可） 個人－不要
本社の電話番号、FAX番号、代表者のメールアドレス	不要

代表者（代表者職名、代表者氏名）	法人－商業登記簿謄本（写し可） 個人－不要
山梨県を担当する支店等に関する事項	不要
契約を締結する支店等の名称、所在地、代理人及び代理人役職名	委任状（指定の様式）
契約を締結する支店等の電話番号	不要
資本金	法人－商業登記簿謄本（写し可）
許可登録情報 （許可の更新）	建設業：新・旧の建設業許可通知書（写）
支払金融機関情報 （支払金融機関名、口座番号、口座名義等）	不要
納税状況	該当する納税証明書又は電子納税証明書 （写し可）
ISO9001の取得、更新、喪失	ISO9001登録証の写し
入札参加資格の辞退 （建設業許可の廃止した場合など）	不要

2 手続方法

山梨県公共事業ポータルサイトから電子上で申請し、提出書類がある場合には、郵送書類確認用紙と併せて郵送すること（電子上で申請するため、紙の申請書の提出は必要ない。）。

詳しくは、資格審査申請操作マニュアルの「変更申請手続」を参照すること。

第6 等級変更の申請について

山梨県内に主たる営業所を有する者の土木工事業・建築工事業・電気工事業・管工事業・舗装工事業の入札参加資格については、令和8年9月30日の入札参加資格認定時に等級が付される。

この等級については、令和8年度第3回中間申請等級変更に係る特例要領に基づき、等級変更申請を行うことができる。同要領に定める要件に該当し、等級変更を希望する者は、受付期間に申請すること。

1 等級変更申請方法

令和8年度第3回中間申請等級変更に係る特例要領に定める申請書により、郵送により申請すること。

送付先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

2 等級変更申請受付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月16日（金）まで（消印有効）

3 等級変更認定及びその期間

等級変更を認めた場合は、申請者に対し等級変更認定通知を令和8年10月下旬に送付する。この場合において、当該通知の有効な期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

第7 入札参加資格の取消しについて

次のいずれかに該当する者の入札参加資格の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1 参加しようとする入札に係る建設工事の種類に対応する建設業第3条第1項の許可が取り消され、又は失効した者
- 2 第1の2(1)又は(3)の規定に該当する者
- 3 入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、又は事実の記載をせずに入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者
- 4 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査に係る申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値（P）の通知を受けた者

第8 入札参加資格申請に関する問い合わせ先

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館7階

E-mail : cals_sikaku@pref.yamanashi.lg.jp

電話 055-223-1673

FAX 055-223-1674

電子入札システム ヘルプデスク（システムに関する問い合わせ先）

電話 055-223-1669（午前9時から午後5時まで）

※注意事項

- ・ICカードを登録している場合は、ID／パスワードは使用できない。
- ・ID／パスワードを紛失してしまった場合は、ID／パスワードの再発行手続が必要となる。上記第8の問い合わせ先に事前連絡のうえ、再発行申請書と身分証明できるものを持参して申請すること。
- ・消費税の電子納税証明書については、国税庁 e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>を参照すること。